

ある日、外国にある機関、金融機関や大学などから英文で記載された資料が送付され、「この資料に必要事項を記載し、日本の公証人の認証を受けた上、返送してください。」と指示された。“いったい、何を、どうすればよいか…”。このパンフレットは、そんな方に向けたご案内です。

- 本文の後に書式のサンプル（別添1～7）を付けました。是非活用ください。
- より詳しいことは、日本公証人連合会のHPをご参照ください。Q&A形式で説明しています。このパンフレットでもこのHPを引用しています。

私署証書認証；[https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow09\\_1](https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow09_1)（以下、「日公連HP 9-1」と略称）

外国文認証；[https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow09\\_2](https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow09_2)（以下、「日公連HP 9-2」と略称）

## 1 当公証役場における認証の実際

私署証書の認証とは、私文書に記載された署名、署名押印又は記名押印（以下「署名/記名押印」と略称）が本人のものであることを公証人が認証（証明）することです。

当公証役場では、3種類の書式（→2.1の①～③）の一つに、3種類の認証文（→3.1～3.3）の一つを記載し、嘱託人（依頼者）のご持参された私署証書にこれを綴ってお返しして認証いたします。

## 2 当公証役場で利用できる書式とそのサンプル

### 2.1 3種類の認証用書式とそのサンプル

当公証役場では、次の3種類の認証用書式（外国文認証用）を用意しています。どれを使用するかは、私署証書の提出先の意向を踏まえて嘱託人がお決めください。

- ① 甲号書式（公証人の認証＋外務省のアポステューユ付のもの。別添1がそのサンプル。）
- ② 乙号書式（公証人の認証＋外務省の公印確認付のもの。別添2がそのサンプル。）
- ③ 丙号書式（公証人の認証のみ記載されたもの。別添3がそのサンプル。）

提出先の国がハーグ条約（認証不要条約）に加盟している場合は、①～③のいずれも利用可能です。非加盟国の場合は、②と③が利用可能です（→日公連HP 9-2のQ9とQ10。ハーグ条約加盟国一覧については同Q11）。

甲号書式と乙号書式は、公証役場で認証を受けた後に法務局と外務省に出向く手間を省くことができ、便利です。なおこの両書式は、愛知県内など限られた地域の公証役場でのみ利用可能なものです。

### 2.2 認証文の英訳文

外国文で記載された私署証書を認証する際には、サービスとして、お持ちいただいた私署証書に、認証文用書式（→2.1）とともに、公証人の認証部分の英訳文も併せて付けてご利用の便をはかっています。別添4がそのサンプルで、別添1の認証文に対応したものです。

## 3 認証の方法と認証文の記載例

当公証役場では、上記2.1で選択した書式に、公証人が認証文を記載します。認証方法には、次の3.1～3.3の3種類があり、それによって認証文（証明文）が異なってきます。どの認証方法（認証文）を利用するかは、私署証書の提出先の意向を踏まえて嘱託人がお決めください。

3.1 面前認証…本人（嘱託人）が、公証人の面前で私署証書に署名/記名押印し、公証人がその旨認証するもの。

別添1の認証文（嘱託人法務一郎は、本公証人の面前で、別添文書に署名した。よって、これを認証する。）は、そのサンプルです。

3.2 自認認証…本人（嘱託人）が、あらかじめ署名/記名押印した私文書を公証人に提出し、その面前でその署名/記名押印は自らなしたものであることを陳述し、公証人がその旨認証するもの。

別添3の認証文（嘱託人法務四郎は、本公証人の面前で、別添文書の署名につき、自らした

ものであることを承認している旨陳述した。よって、これを認証する。)は、そのサンプルです。

3.3 代理認証…本人(囑託人)があらかじめ署名/記名押印した私文書を代理人に託し、代理人が公証人の前で、その署名/記名押印は本人のものであることを陳述し、公証人がその旨認証するもの。

別添2の認証文(囑託人株式会社〇〇代表取締役法務二郎の代理人法務三郎は、本公証人の前で、法務二郎が別添文書の記名押印につき、自らしたものであることを承認している旨陳述した。よって、これを認証する。)は、そのサンプルです。

#### 4 認証できる文書・認証が難しい文書

4.1 認証できる文書は、作成者(囑託人本人)の署名/記名押印のある私文書です。

4.2 認証が難しい文書は、主に次のものです。

ア 公文書(旅券、戸籍、住民票、登記など)

イ 第三者作成名義の私文書(私立大学の卒業証明書、所得税の源泉徴収票など)

ウ 文書として未完成のもの(空白部分のあるものなど。空白部分はあらかじめご記入願います。)

エ 訂正のあるもの(→日公連HP 9-1のQ11)

#### 5 公文書・第三者作成名義私文書における宣言書方式

囑託人が、公文書や第三者作成名義私文書(→4.2)のうち、囑託人ご自身に関係のあるもの(ご自身の旅券、ご自身の大学卒業証書など)について公証人の認証をご希望されるときは、一種の便法として、宣言書方式を利用することでまかなうことができます。これは、囑託人が、囑託人名義の宣言書を作成し、これにその公文書や第三者作成名義私文書(写しも可)を添付し、この宣言書(これは、囑託人作成名義の私文書です。)に公証人の認証を受けるものです(→日公連HP 9-2のQ2)。

別添5は、英文宣言書のWord版サンプルです。事案に応じて加工してご活用ください。

#### 6 文書の提出先にご確認いただきたい事項

次のような事柄は、私署証書の提出先にご確認ください。公証役場では判断がつきかねます。

ア 私文書の提出先は、公証人にいかなる証明を求めているのか。

→ 日本の公証人は、私文書に記載された署名/記名押印が本人のものであることを証明することはできますが(→1)、文書の記載内容が真実に合致していること・正しいこと、署名/記名押印した者にその文書を作成する権限・資格があることなどについて証明することができません。

イ 文書のどこに、誰が、何を記載すればよいのか。

ウ 囑託人が署名/記名押印すべき部分はどこか。

エ 氏名の記載は、署名か、署名押印か、記名押印か。

オ 署名する字体は何か(漢字か、ローマ字か。旅券に記載した署名と同じ字体か。)

カ 宣言書に添付する文書は原本か、写しでもよいのか。

キ 公証役場に出向くのは誰で、認証の方法は3種類(①面前認証、②自認認証、③代理認証)のいずれか。

→ ①と②は、署名/記名押印したご本人(囑託人)が公証役場に来場する必要があります。第三者(代理人)が来場する場合は、③のみとなります。

ク 使用する書式は、3種類の書式(甲号書式、乙号書式、丙号書式)のいずれか。

ケ 公証役場で認証を受けた私署証書は、そのまま提出先に提出してよいのか、それともさらに何か別の手続が必要なのか。

→ 当公証役場では、甲号書式(アポストイーユ付)と乙号書式(公印確認付)までは対応可能です。

#### 7 公証役場にお見えになる方とご持参いただくもの

\*印鑑証明書などは、発行後3か月以内のものをご持参願います。

#### 7.1 面前認証と自認認証（個人のケース）

ア お見えになる方は、署名/記名押印したご本人（嘱託人）。

イ ご持参いただくもの

- ① 私署証書（宣言書方式の場合は、宣言書とそれに添付した文書）
- ② 嘱託人の本人確認資料（自動車免許証、個人番号カード又は旅券など。ただし、宣言書に旅券の写しを添付したものを認証する場合は、旅券以外の本人確認資料）

#### 7.2 面前認証と自認認証（法人のケース）

ア お見えになる方は、署名/記名押印した法人の代表者ご本人。

イ ご持参いただくもの

- ① 私署証書（宣言書方式の場合は、宣言書とそれに添付した文書）
- ② 法務局が発行した法人の登記事項証明書など
- ③ 代表者の本人確認資料（法人の印鑑証明書+法人の実印又は代表者個人の自動車運転免許証、個人番号カード若しくは旅券など）

#### 7.3 代理認証（個人のケース）

ア お見えになる方は、代理人。

イ ご持参いただくもの

- ① 私署証書（宣言書方式の場合は、宣言書とそれに添付した文書）
- ② 委任状（代理人宛の嘱託人作成名義の委任状で、嘱託人の登録の実印を押印し、かつ、その実印で各頁に契印をしたもの。） \*別添6は、委任状のサンプル（Word版）です。
- ③ 嘱託人の印鑑証明書
- ④ 代理人の本人確認資料（自動車免許証、個人番号カード又は旅券など）

#### 7.4 代理認証（法人のケース）

ア お見えになる方は、代理人。

イ ご持参いただくもの

- ① 私署証書（宣言書方式の場合は、宣言書とそれに添付した文書）
- ② 委任状（代理人宛の嘱託人法人の代表者の作成名義の委任状で、法人の登録の実印を押印し、かつ、その実印で各頁に契印をしたもの。） \*別添7は、委任状のサンプル（Word版）です。
- ③ 法務局が発行した法人の登記事項証明書など
- ④ 法務局が発行した法人の印鑑証明書
- ⑤ 代理人の本人確認資料（自動車免許証、個人番号カード又は旅券など）

### 8 外国文認証の手数料

目安は、私署証書1通につき1万1500円（委任状の場合は9500円）となります。詳しくは、日本公証人連合会のHP（<https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow12>）のQ7をご参照ください。

（添付資料） \*Word版は、適宜加工してご利用ください。

別添1 甲号書式を利用した面前認証のサンプル

別添2 乙号書式を利用した代理認証のサンプル

別添3 丙号書式を利用した自認認証のサンプル

別添4 認証文の英訳文のサンプル（別添1に対応するもの）

別添5 英文宣言書のサンプル（Word版）

別添6 代理認証における委任状（嘱託人が個人）のサンプル（Word版）

別添7 代理認証における委任状（嘱託人が法人）のサンプル（Word版）